

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第二十八号）の施行期日は、令和二年四月一日とする。